

「おことわり」

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針は、

- ・「新旧対照表」
- ・「募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針(2021年1月15日改定版)」

の順で掲載しております。

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

新旧対照表 (2021年1月15日改定)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>2006年7月1日 (最終改定: 2021年1月15日改定)</p> <p style="text-align: right;">株式会社 SBI 証券</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等の<u>機関投資家(本方針においては地域金融機関を含みます)以外のお客様</u>への配分を行います。なお、機関投資家のお客様への配分につきましては、需要への参加状況等を総合的に勘案した上で、適切な配分を行います。</p> <p>(1) 新規公開株の場合</p> <p>新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、個人のお客様への配分予定数量の <u>60%</u>については、抽選により配分先を決定いたします。また、残りの 30%については、3. (1) [6]に定める、当社 IPO チャレンジポイントに基づく方法により配分先を決定いたします。</p> <p><u>更に残りの 10%については、(前述の方法により配分されなかったお客様のお申込分を対象に、)お客様の投資についての知識・経験・資力といった「適合性の原則」の徹底を留意しつつ、当社との取引状況を踏まえて当社が定めた配分基準に従い配分先を決定いたします。</u></p> <p>尚、本基本方針でいう「個人のお客様」とは、インターネットを通じてブックビルディングの申込から配分結果のご確認、購入の意思表示、約定までを完結いただける全てのお客様を指すものとします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。</p> <p>[1] 抽選は、ブックビルディング期間中に当社 WEB</p>	<p>平成 18 年 7 月 1 日 (最終改正: 令和元年 7 月 1 日改定)</p> <p style="text-align: right;">株式会社 SBI 証券</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等の<u>機関投資家以外のお客様</u>への配分を行います。なお、機関投資家のお客様への配分につきましては、需要への参加状況等を総合的に勘案した上で、適切な配分を行います。</p> <p>(1) 新規公開株の場合</p> <p>新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、個人のお客様への配分予定数量の <u>70%</u>については、抽選により配分先を決定いたします。また、残りの 30%については、3. (1) [6]に定める、当社 IPO チャレンジポイントに基づく方法により配分先を決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>尚、本基本方針でいう「個人のお客様」とは、インターネットを通じてブックビルディングの申込から配分結果のご確認、購入の意思表示、約定までを完結いただける全てのお客様を指すものとします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。</p> <p>[1] 抽選は、ブックビルディング期間中に当社 WEB</p>

サイトを通じて行われた需要申告の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後6時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の60%を当該抽選に付すことといたします。尚、一のお客様への当選数量には、上限を設けるものといたします。

[2]～[5] (略)

[6] 個人のお客様への配分予定数量の30%については、上記抽選の結果当選されなかった個人のお客様のお申込分を対象に、予め当該お客様に指定いただいたIPOチャレンジポイント数に応じて、指定IPOチャレンジポイント数の多いお客様から順に配分するものといたします。指定IPOチャレンジポイント数が同一のお客様が複数おられる場合は、抽選により順位をつけさせていただきます。尚、お客様一人当たりの配分数量には、上限を設けるものといたします。

[7] 個人のお客様への残り10%については、前述の方法により配分されなかったお客様のお申込分を対象に、お客様の投資についての知識・経験・資力といった「適合性の原則」の徹底を留意しつつ、当社との取引状況等を踏まえて当社が定めた配分基準に従い配分先を決定いたします。

(2) (略)

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株等の配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましても、上記(1)及び(2)に準じて配分することとしています。但し、既公開株等の個人のお客様への配分は、原則として、個人のお客様への配分予定数量の全てを抽選に付すことといたします。また、お客様一人当たりの配分数量には、上限を設ける場合がございます。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、個人のお客様以外（当社金融商品仲介業者

サイトを通じて行われた需要申告の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後6時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の70%を当該抽選に付すことといたします。尚、一のお客様への当選数量には、上限を設けるものといたします。

[2]～[5] (略)

[6] 個人のお客様への配分予定数量の30%については、上記抽選の結果当選されなかった個人のお客様のお申込分を対象に、予め当該お客様に指定いただいたIPOチャレンジポイント数に応じて、指定IPOチャレンジポイント数の多いお客様から順に配分するものといたします。指定IPOチャレンジポイント数が同一のお客様が複数おられる場合は、抽選により順位をつけさせていただきます。尚、一のお客様への配分数量には、上限を設けるものといたします。

(新設)

(2) (略)

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株等の配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましても、上記(1)及び(2)に準じて配分することとしています。但し、既公開株等の個人のお客様への配分は、原則として、個人のお客様への配分予定数量の全てを抽選に付すことといたします。また、一のお客様への当選数量には、上限を設ける場合がございます。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、個人のお客様以外（当社金融商品仲介業者

の対面取引のお客様を含みます。)の抽選によらない方法、及び個人のお客様への3.(1)[7]の方法による配分につきましては、原則として、年間の新規公開株の配分上限を8回とした上で、連続した配分を行わないこととしております。また、お客様一人当たりの平均配分量は、抽選による配分の一人当たりの平均配分量の10倍程度を目処といたします。ただし、これらの配分回数及び配分量の上限は、1単元当たりの投資金額並びに公開株式数の多寡、需要の積み上がり状況、市場環境の変化等により変更されることがあります。

5.～11.

(略)

の対面取引のお客様を含みます。)の抽選によらない方法、による配分につきましては、原則として、年間の新規公開株の配分上限を8回とした上で、連続した配分を行わないこととしております。また、お客様一人当たりの平均配分量は、抽選による配分の一人当たりの平均配分量の10倍程度を目処といたします。ただし、これらの配分回数及び配分量の上限は、1単元当たりの投資金額並びに公開株式数の多寡、需要の積み上がり状況、市場環境の変化等により変更されることがあります。

5.～11.

(略)

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

2006年7月1日（最終改正：2021年1月15日）

株式会社 SBI 証券

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等の機関投資家（本方針においては地域金融機関を含みます）以外のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様への配分につきましては、需要への参加状況等を総合的に勘案した上で、適切な配分を行います。
 - (1) 新規公開株の場合 新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、個人のお客様への配分予定数量の60%については、抽選により配分先を決定いたします。また、残りの30%については、3. (1) [6]に定める、当社IPOチャレンジポイントに基づく方法により配分先を決定いたします。
更に残りの10%については、（前述の方法により配分されなかったお客様のお申込分を対象に、）お客様の投資についての知識・経験・資力といった「適合性の原則」の徹底を留意しつつ、当社との取引状況等を踏まえて当社が定めた配分基準に従い配分先を決定いたします。
尚、本基本方針でいう「個人のお客様」とは、インターネットを通じてブックビルディングの申込から配分結果のご確認、購入の意思表示、約定までを完結いただける全てのお客様を指すものとします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
 - [1] 抽選は、ブックビルディング期間中に当社WEBサイトを通じて行われた需要申告の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後6時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の60%を当該抽選に付すことといたします。尚、一のお客様への当選数量には、上限を設けるものといたします。
 - [2] 抽選にあたっては、抽選対象となる需要申告のお申込み単元毎に番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。

- [3] 抽選の結果、当選しなかったお客様のお申し込み分は、[6]に定める、IPO チャレンジポイントに基づく方法により決定する配分先の対象となります。
- [4] 抽選の結果は、お客様ログイン後の当社 WEB サイト上でお知らせいたします。
- [5] 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
 - ① ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
 - ② 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
 - ③ 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合
 - ④ その他、上記に準ずる合理的な理由があると当社が判断した場合
- [6] 個人のお客様への配分予定数量の 30%については、上記抽選の結果当選されなかった個人のお客様のお申込分を対象に、予め当該お客様に指定いただいた IPO チャレンジポイント数に応じて、指定 IPO チャレンジポイント数の多いお客様から順に配分するものといたします。指定 IPO チャレンジポイント数が同一のお客様が複数おられる場合は、抽選により順位をつけさせていただきます。尚、お客様一人当たりの配分数量には、上限を設けるものといたします。
- [7] 個人のお客様への残り 10%については、前述の方法により配分されなかったお客様のお申込分を対象に、お客様の投資についての知識・経験・資力といった「適合性の原則」の徹底を留意しつつ、当社との取引状況等を踏まえて当社が定めた配分基準に従い配分先を決定いたします。

- (2) 個人のお客様以外（当社金融商品仲介業者の対面取引のお客様を含みます。）の配分につきましては、原則として 10%について抽選にて配分先を決定いたします。抽選によらない配分につきましては、顧客のニーズを的確に勘案するとともに、証券投資についての知識・経験・資力といったいわゆる「適合性の原則」の徹底に留意しつつ、顧客のお申込み条件や需要予測に対する反応度、参加の積極性、新規公開株のリスクの認識度、当社との取引状況、投資スタンス等を総合的に勘案して行うことといたします。

- (3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株等の配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましても、上記(1)及び(2)に準じて配分することとしています。但し、既公開株等の個人のお客様への配分は、原則として、個人のお客様への配分予定数量の全てを抽選に付すことといたします。また、お客様一人当たりの配分数量には、上限を設ける場合がございます。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、個人のお客様以外（当社金融商品仲介業者の対面取引のお客様を含みます。）の抽選によらない方法、及び個人のお客様への3.
 - (1) [7]の方法による配分につきましては、原則として、年間の新規公開株の配分上限を8回とした上で、連続した配分を行わないこととしております。また、お客様一人当たりの平均配分量は、抽選による配分の一人当たりの平均配分量の10倍程度を目処といたします。ただし、これらの配分回数及び配分量の上限は、1単元当たりの投資金額並びに公開株式数の多寡、需要の積み上がり状況、市場環境の変化等により変更されることがあります。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) [1]を参照。）ただし、お客様から申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告の申込みは、個人のお客様については当社WEBサイトの専用ページで受け付けます。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) [1]を参照。）また、個人のお客様以外（当社金融商品仲介業者の対面取引のお客様を含みます。）のお取引については、対面又はお電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告の受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社WEBサイト (<http://www.sbisec.co.jp/>) においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、[1]発行会社が指定する者、[2]当社の役職員、[3]当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、[4]暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、[5]新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、[6]空売りに係る有価証券の借入れの決済（金融商品取引法施行令第26条の6）を行う恐れがあると認められる顧客への配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。尚、需要申告の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。